

質問第二号

出版前記事の事前入手に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年二月二日

櫻井 充

参議院議長 井上 裕殿

出版前記事の事前入手に関する質問主意書

平成十二年十二月八日、福田官房長官は記者会見で、同年十二月十一日発売予定の週刊誌「週刊現代」の内容が、首相の名誉を傷つけるものだと、出版元「講談社」に対し嚴重抗議した。その際、官房長官は「週刊誌のゲラ刷りを見た」と述べている。出版前記事の事前入手は、ともすれば検閲につながりかねない重要な問題である。よって、出版前の記事を事前に入手したことに関し、以下質問する。

一 官房長官は、いつ、どこで、どのようにして出版前記事の内容を知り、当該記事のゲラ刷りを手に入れたのか。「週刊現代」からゲラ刷りが官房長官に渡るまでの経過を詳細に示されたい。

二 官房長官は前述の記者会見で、出版元に対して嚴重注意をしただけでなく、当該記事が掲載された場合は法的措置をとる旨の文書を送っている。これらの行為は、憲法第二十一条に定めるところの検閲に当たっているのか。検閲でないならば、その理由を示されたい。

右質問する。